

札幌市告示第4775号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和7年(2025年)11月25日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部
ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係
電話：011-211-3513

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度札幌市検診データ入出力等業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市ウェルネス推進部電算室

(札幌市中央区南3条西11丁目331札幌市中央市税事務所内)

(5) 入札方法

総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

(3) 令和4年～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類「大分類：役務（一般サービス業）」の「中分類：情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(4) 過去5年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結したことがあり、かつこれらをすべて誠実に履行した者であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(8) この入札へ参加する者は、告示日から入札日の前日までに札幌市の立ち

合いのもと1回以上作業現場を視察し、委託業務を把握すること。ただし、過去に当該業務を受託した業者及び作業現場を視察したことがある業者は作業現場の視察を不要なものとする。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/ippankyoso/kenshi-n-data-nyushutsuryoku2026.html>)から入手が可能である。

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) 入札の日時及び場所

令和7年12月12日（金）10時00分

札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階

ウェルネス推進部事務室

(4) 開札

入札終了後直ちに上記（3）の場所にて行う。

(5) 入札書の提出方法

上記（3）の指定日時までに指定場所あて入札書等の必要書類を送付または持参すること。

※ 送付の場合は上記日時必着とする。

※ 持参する場合は、月曜日から金曜日（休日除く）の午前8時45分から午後5時15分までの時間に行うこと。

※ 本案件は紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有す

る者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当した時は、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 詳細は入札説明書による。